公益財団法人岡崎市スポーツ協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人岡崎市スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県岡崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、岡崎市における体育・スポーツ団体を総括し、体育・スポーツ の普及と体力づくりの振興を図り、もって市民の健全な心身の発達に寄与すること を目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の公益目的事業を行う。
 - (1) 市民のニーズに合わせた様々なスポーツを実施する機会と場を提供する事業
 - (2) スポーツに関する環境整備及び活動支援事業
 - (3) スポーツに関する普及・啓発・情報発信事業
 - (4) その他この法人の目的達成に必要な事業
- 2 前項の事業は、主に愛知県内において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

- 第5条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。
- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事 会で定めたものとする。
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

- 第6条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。
- 2 やむを得ない理由により、基本財産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合には、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める 財産管理規程によるものとする。

(寄附財産の使用又は処分)

第7条 この法人が公益認定を受けた日以降に寄附を受けた財産については、寄附を した者がその使途を定めた場合を除き、第4条の公益目的事業に使用するものとす る。 (財産の管理及び運用)

第8条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その運用方法は 理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

- 第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 (事業計画及び収支予算)
- 第 10 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに愛知県知事に提出する とともに、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧 に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第 11 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に 供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 第1項及び前項に掲げる書類については、毎事業年度終了後3か月以内に、愛知 県知事に報告しなければならない。
- 5 この法人は、定時評議員会終了後遅滞なく、第1項第3号の書類を公告するもの とする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 12 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則 (以下「認定法施行規則」という。)第 4 8 条の規定に基づき、毎事業年度、当該 事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類 に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 13 条 この法人が資金の借入をしようとするとき (その事業年度の収入をもって 償還する短期借入金を除く。) 又は重要な財産の処分又は譲受けを行おうとすると きは、評議員会の決議を経なければならない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第14条 この法人に評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1)各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の 総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
 - へ 口から二までに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を 一にするもの
 - (2)他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイから二までに該当する評議員の 合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 理事
 - 口 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体において、その職員(国会議員及び地方公共団体の議会の 議員を除く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に 規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受ける者をいう。) 又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(評議員の任期)

- 第 16 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任し た評議員の任期の満了の時までとする。
- 3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利 義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第17条 評議員には、各年度の総額が400,000円を超えない範囲で、評議員会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(評議員会の構成)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第19条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 評議員、理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 (開催)
- 第 20 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する ほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第21条 評議員会は、法令に別段の定めのある場合を除き、理事会の決議に基づき、 理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、 評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 22 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選任 する。

(決議)

- 第 23 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 24 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該 提案につき評議員(当該事項について決議に加わることができるものに限る。)の 全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決す る旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 25 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合に おいて、当該事項を評議員会に報告を要しないことにつき評議員の全員が書面又は 電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があ ったものとみなす。

(議事録)

- 第 26 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び評議員会に出席した評議員のうち2名が、これに記名押印しなければならない。

第6章 役員等

(役員の設置)

- 第27条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 5名以上12名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、2名を副理事長、1名を常務理事とする。
- 4 第2項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、前項の副理事長及び常務理事をもって法人法第197条において準用する法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第28条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。
- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。 (理事の職務及び権限)
- 第 29 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務 を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 常務理事は、理事長の命を受け、この法人の日常の業務を掌理する。
- 5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 30 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務 及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第 31 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに 関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は 辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事 の権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第 32 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(役員の報酬等)

- 第33条 役員に対し、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。 (会長)
- 第34条 この法人に、会長を置く。
- 2 会長は、理事会の決議により選任する。
- 3 会長は、この法人の儀礼的な行為を行うほか、事業の執行に関して助言を行うことができる。
- 4 会長は、会議に出席して意見を述べることができる。
- 5 会長は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

- 第35条 この法人に、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問は、会長、理事長又は副理事長であった者のうちから、理事会の決議により選任する。
- 3 参与は、理事又は監事であった者のうちから、理事会の決議により選任する。
- 4 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事長に対し意見を述べることができる。
- 5 参与は、理事長の求めに応じ、法人の事業に参画することができる。
- 6 顧問及び参与は、無報酬とする。
- 7 顧問及び参与の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時評議員会の終結の時までとする。

(責任の免除)

第 36 条 この法人は、役員の一般法人法第 1 9 8 条において準用する一般法人法第 1 1 1 条第 1 項の責任賠償について、法令の定める要件に該当する場合には、理事 会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額 を限度として、免除することができる。

第7章 理事会

(理事会の構成)

第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第38条 理事会は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

- (4) 顧問及び参与の選任及び解任
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) この法人の業務の適正を確保するための体制の整備
 - (6) 第36条の責任の免除

(開催)

第39条 理事会は、定時理事会として毎事業年度2回以上開催するほか、必要がある場合に臨時理事会を開催する。

(招集)

- 第40条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は速 やかに理事会を招集しなければならない。

(議長)

第41条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 42 条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その 過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 43 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事(当該事項について決議に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第 44 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通 知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第29条第5項の規定による報告については、適用しない。 (議事録)
- 第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、出席した理事長及び監事が記名押印する。

第8章 岡崎市スポーツ少年団

(岡崎市スポーツ少年団)

- 第 46 条 この法人に、岡崎市のスポーツ少年団で構成する岡崎市スポーツ少年団を置く。
- 2 岡崎市スポーツ少年団に関する規程は、理事会の決議を経て別に定める。

第9章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

- 第47条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、第3条、第4条及び第15条の規定の変更についても適用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第6条の規定を変更することができない。 (合併等)
- 第 48 条 この法人は、評議員会において決議に加わることができる評議員の3分の 2以上の決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及 び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。
- 2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を愛知県知事に届け出なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第 50 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が 消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、 評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認 定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、岡崎市に贈与するものとする。 (残余財産の帰属)
- 第 51 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を 経て、岡崎市に贈与するものとする。

第10章 委員会

(委員会)

- 第 52 条 この法人の事業を推進するために必要のあるときは、理事会の決議を経て 委員会を設置することができる。
- 2 委員会の名称、委員その他必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

- 第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及びこれに相当する職員は、理事会の承認を得て理事長が任免する。

- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定める。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第54条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、財務資料等を公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会 の決議により定める。

(個人情報の保護)

- 第55条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、 理事会の決議により別に定める。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

- 第56条 この法人の公告は、電子公告による。
- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第14章 加盟団体及び賛助会員

(加盟団体及び賛助会員)

- 第57条 この法人は、次のいずれかに該当するものを加盟団体とする。
 - (1) 岡崎市におけるスポーツを各競技別に統括する団体であって、この法人に加盟したもの
 - (2)前項に定めるもののほか、体育・スポーツに関する事業を行う団体であって、この法人に加盟したもの
- 2 この法人の目的事業を賛助する団体又は個人を賛助会員とする。
- 3 加盟団体及び賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 15 章 補則

(委任)

第 58 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理 事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、登記による法人の設立のあった日から施行する。
- 2 設立者の氏名又は名称及び住所は次の通りとする。

愛知県岡崎市大門3丁目32番地6 岡崎市体育協会協会 会長 柴田紘一

- 3 設立に際して設立者が拠出をする財産及びその価額は次の通りとする。 金銭 金3,500万円
- 4 この定款の施行の際において、設立当初の評議員は、第16条の規定にかかわらず、設立者の定める次に掲げる名簿のとおりとし、その任期は第18条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。また、設立当初の理事及び代表理事並びに監事は、第30条の規定にかかわらず、設立者の定める次に掲げる名簿のとおりとし、その任期は第33条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成23年3月31日とする。

設立時評議員	杉	浦	邦	彦
設立時評議員	渡	辺	登米雄	
設立時評議員	太	田		弘
設立時評議員	手	島	慶	明
設立時評議員	野	田	保	男
設立時評議員	村	上	信	良
設立時評議員	吉	岡		啓
設立時評議員	浦	野	公	_
設立時評議員	柴	田	正	光
設立時評議員	海	藤	茂	実
設立時評議員	髙	籏	豊	樹
設立時評議員	杉	浦		濟
設立時評議員	中	村	恵里子	
設立時評議員	小	倉	比	利
設立時評議員	蜂須賀		利	雄
設立時評議員	相	澤	隆	清
設立時評議員	針	間	玉	俊
設立時評議員	永	田	裕	孝
設立時評議員	吉	田	正	志
設立時評議員	蜂多	蜂須賀		光
設立時評議員	亀	田	靖	明
設立時評議員	門	田	羊	生
設立時評議員	内	藤	康	光
設立時評議員	深	津	義	明
設立時評議員	柴	田	直	樹
設立時評議員	千	葉	秀	己
設立時評議員	中	江		武

設立時評議員 三浦 正人 設立時評議員 伊豫田 辰 夫 設立時評議員 英俊 高橋 中 村 設立時評議員 憲司 省 三 設立時評議員 本 谷 設立時評議員 小 室 晶以知 設立時評議員 松 尚 昌彦 設立時評議員 鈴 木 弘 野 実 設立時評議員 水 健 二 設立時評議員 河 村 賢 設立時評議員 馬 場 紘 一 設立時理事 (会長) 柴 田 設立時理事(副会長) 岩 月 義夫 設立時理事(副会長) 井 靖夫 浅 設立時理事(副会長) 敏 夫 高 井 三 設立時理事 宅 文 一 設立時理事 竹 IJ 正彦 設立時理事 深 冨士男 濹 中 設立時理事 村 靖雄 周吾 設立時理事 不 破 設立時理事 多々内 基 治 和彦 設立時理事 長 井 設立時理事 牧 内 映 雄 設立時理事 柴 田 貢 設立時理事 粟 正 明 田 設立時理事 荒 Ш 正 友 誓 子 設立時理事 植 野 設立時代表理事 柴 田 紘 一 設立時監事 村 瀬 勝 男 設立時監事 村 松 武

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第9条の規定にかかわらず、法人設立の日から平成22年3月31日までとする。

以上、一般財団法人岡崎市スポーツ協会設立のため、設立者 岡崎市スポーツ協会 会長柴田紘一の定款作成代理人である司法書士小林和好は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成21年5月29日

設立者 岡崎市スポーツ協会 会長 柴田紘一 上記設立者の定款作成代理人 司法書士 小林和好

附則

この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に定める 公益認定を受けた日から施行する。

附則

この定款は、令和2年4月1日より施行する。